

①国名	The Republic of Chile (CL) (チリ共和国)				
②名称	Ministry of Economy / National Institute for Industrial Property (INAPI)				
③所在地	Avenue Libertador Bernardo O'Higgins 194, piso 1, Santiago				
④連絡先	(電話) (56 2) 887 0400		(FAX) (56 2) 887 0401		
	(E-mail) <a href="mailto:inapi@inapi.cl">inapi@inapi.cl</a>		(internet) <a href="http://www.inapi.cl">www.inapi.cl</a>		
⑤組織の長	Directora General : Ms. María Loreto Bresky				
⑥沿革	<p>(1) 1980年に制定されたチリ国家憲法第19条の第24項及び第25項に、発明、商標、実用新案、技術的プロセス(方法)及び類似の創作品に対して、法律で定める期間につき、工業所有権を認めると明記されている。</p> <p>(2) 工業所有権に関する規程は、1991年1月25日付チリ国官報で公布された法律第19,039号に含まれている。この法律第19,039号は「工業上の特権に対して適用する規則及び工業所有権の保護を定める」としている。この法律第19,039号は、1991年9月30日に施行された経済省の最高行政命令(Supreme Decree)第177号に含まれている。この行政命令は、法律19,039号の、商標、特許及び他の特権に関する権利の取得及び他の事項の手続きについて補完、又はより詳細に規定している。法律19,039号及び行政命令第177号は、ともに1991年9月30日に施行されている。また、法律19,039号は、行政としての経済省所属の「工業所有権部」(DPI)を定めている。</p> <p>(3) 著作権法に関しては、1970年の法律第17336号及びその改正法があり、これには著作権法をTRIPS協定に適合させる法律第19912号及び著作権法をアメリカ合衆国との協定に適合させる法律第19914号を含んでいる。</p> <p>(4) チリの産業財産権法は、TRIPS協定に適合させるために法律No.19,996によって改正された法律No.19,039が、2005年12月1日から施行された。</p> <p>(5) 2009年1月1日、工業所有権庁(National Institute of Industrial Property (INAPI))が、従前の経済開発及び再開発省(DIP)の業務を継承して経済省の外局として設立された。</p> <p>(6) 2007年1月26日、2007年法律No.20,160により改正された知財法No.19,039が施行された。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、集積回路の回路配置の保護、地理的表示及び原産地名称				
⑩条約	WIPO 1975/6/25	ベルヌ 1970/6/5	ブリュッセル 2011/6/8	フィルム登録 1993/12/29	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1983/12/14	1991/6/14		1977/3/24	1974/9/5
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
		2011/8/5		2002/3/6	2002/5/20
	ブダペスト 2011/8/5	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT 2009/6/2	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/1/1		

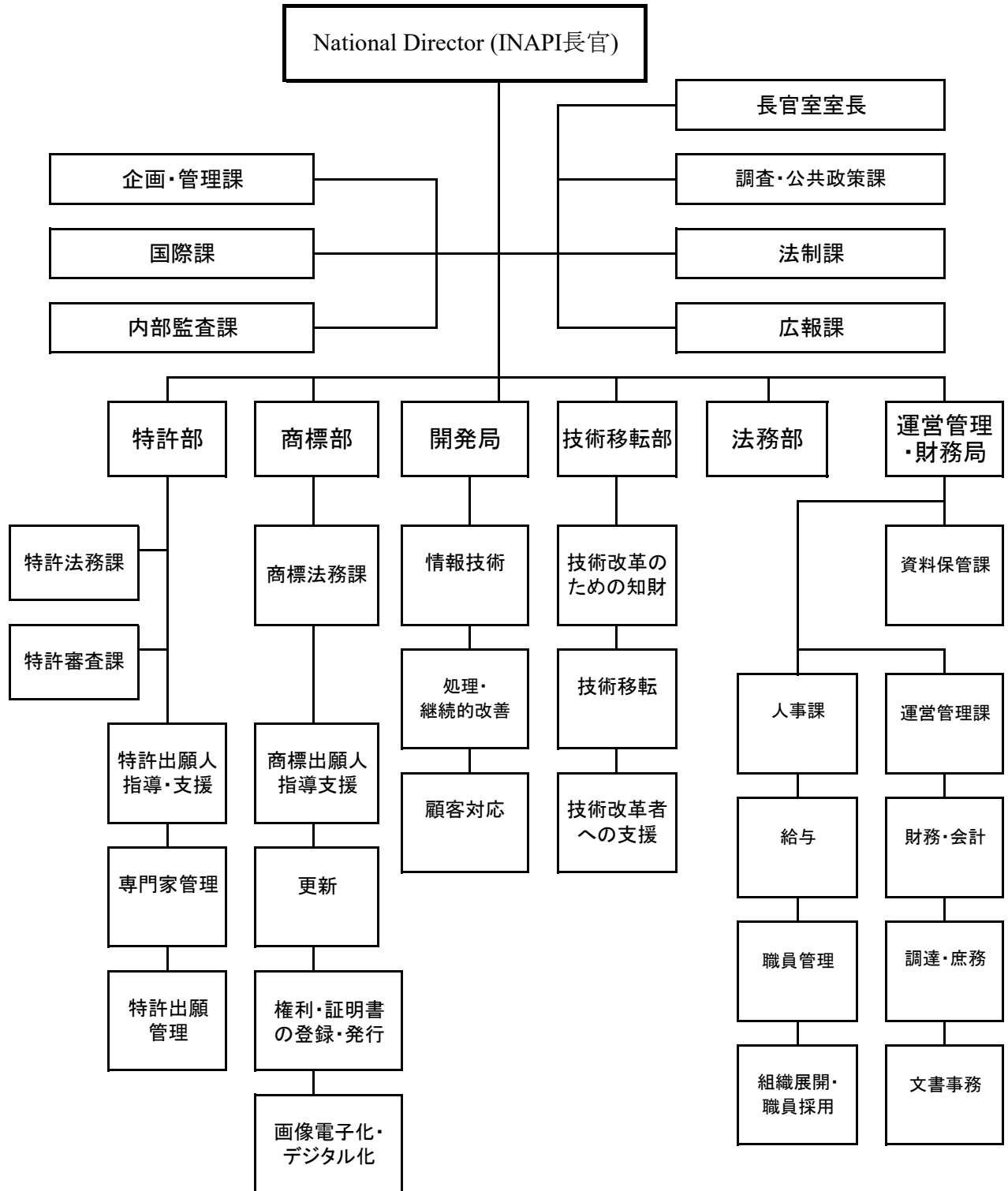
①国名	The Republic of Chile (CL) (チリ共和国)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	2,894	3,100	3,237	2,805
		(内 外国出願)	2,469	2,694	2,799	2,433
		(内 日本から)	88	93	69	110
		(内 PCTルート)	2,362	2,578	2,739	2,402
	実用新案	全数	142	139	138	157
		(内 外国出願)	40	26	27	21
	意匠	全数	438	602	528	459
		(内 外国出願)	356	553	477	382
		(内 日本から)	45	48	41	53
	商標	全数	39,987	34,527	34,583	43,511
		(内 外国出願)	11,584	8,677	8,685	7,959
		(内 日本から)	383	258	224	218
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	1,574	1,599	1,490	2,904
		(内 外国出願)	1,413	1,427	1,208	2,642
		(内 日本から)	63	55	54	128
		(内 PCTルート)	899	1,210	1,140	2,457
	実用新案	全数	51	72	81	73
		(内 外国出願)	7	20	30	21
	意匠	全数	673	340	368	495
		(内 外国出願)	617	305	334	479
(内 日本から)		100	61	42	37	
商標	全数	24,949	21,300	25,952	22,210	
	(内 外国出願)	8,405	6,506	8,076	6,987	
	(内 日本から)	233	226	264	187	
(出典): WIPO IP Statistics						

①国名

The Republic of Chile (CL)  
(チリ共和国)

⑫組織

<組織図> 工業所有権庁 (INAPI) は、経済省 (Ministry of Economy) の下部組織である。



(出典): INAPI のHP

①国名	<p style="text-align: center;">The Republic of Chile (CL) (チリ共和国)</p>	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2007年1月26日施行(2007年法律第20,160号により改正された知財法第19,039号) (注)この法律19,039号は、政令No.3により承認された統合法。
	③地理的効力の範囲	チリ共和国内のみ (産業財産法第49条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (産業財産法規則第3条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。チリに非居住の出願人は、チリにおける代理人を選任しなければならない。 (産業財産法第2条)
	⑦出願言語	スペイン語 (産業財産法規則第15条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許権の効力は登録日に発生し、存続期間は出願日から20年である。 (産業財産法第39条、第2条) この存続期間については、医薬品に関しては追加の保護期間を求める制度がある。特許により保護された医薬品の衛生登録の付与後の6月以内に、その所有者は、前記登録の付与において正当化されない遅延があったときは、当該特許の医薬品を含む部分について追加の保護期間を請求することができる。この追加の保護は、出願から1年後に衛生許可又は登録を受けた所有者が請求することができる。また、追加の保護は、登録の決定に責任を有する行政機関による正当化されない遅延があったことが立証された期間のみが対象となる。(産業財産法第53条の22)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (産業財産法第33条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが定められている。期間は開示日から12月。 (1) 発明の開示が、出願人によるか、あるいは同出願人により許可されたか又は同出願人に由来するものである場合。 (2) 発明の開示が、出願人又は発明者に対する濫用もしくは不正な慣行によりなされたか、又は生じたものである場合。(産業財産法第42条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 植物及び動物変種 (3) 経済上、金融上及び単純に証明される取引及び課税制度、方法、法則又は計画並びに純粹に精神的若しくは知的活動をするための又はゲームをするための規則 (4) 外科又は治療による人体又は動物体の処理方法及び人体又は動物体に対して行う診断方法 (5) 既知の特定の目的のために既に使用される物品、物又は要素の新しい用途、及び出願された主題についての形状、寸法、比率又は材質変更 (6) 商業的利用が公の秩序、国家の安全、道徳若しくは公の公正な慣行、人若しくは動物の健康若しくは生命を保護し、又は植物若しくは環境を保全するうえで必然的に禁じなければならない発明。 (7) 自然界における生命体の一部、自然界の生物学的過程、自然界に存在する生物学的材料又は分離することができる材料に関する発明。 (産業財産法第37条、第38条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。特許出願は、方式要件を審査する予備的審査が行われ、要件を満たしていると受理されて公告(公開)され、公衆の縦覧に供される。この公告に対しては、利害関係人は異議申立を行うことができ、この異議申立の期間が経過した後に専門家による報告書が作成される。この報告書は当事者に通知されて、当事者は意見の提出を求められ、当該特許についての処分が決められる。 (産業財産法第45条、第6条、第7条) また、チリにおいては、当該特許出願を外国で既に出願している出願人は、外国特許庁の既に行った調査及び審査の結果を、INAPIに提出しなければならない。(産業財産法第46条)

①国名	The Republic of Chile (CL) (チリ共和国)	
⑬審査請求制度の有無	無。	(産業財産法第45条、第6条、第7条)
⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、特許出願は方式要件について予備審査が行なわれ、当該要件を満たしていると受理され、出願の公報により公告(公開)される。 (産業財産法第4条)	
⑯異議申立制度の有無	有。利害関係人は、公告日から45日以内に異議申立を行うことができる。 (産業財産法第5条)	
⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は、登録日から5年間に限り、裁判所に提訴することができる。 (産業財産法第50条)	
⑱実施義務	無。	
⑲費用 単位 CLP (チリ・ペソ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 1 UTM</p> <p>実体審査料</p> <p>発行料</p> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <p>年金</p> <p>(1) 最初の10年間の権利維持料 3 UTM</p> <p>(2) 次の10年間の権利維持料 4 UTM</p> <p>(注) UTM: スペイン語「Unidad Tributaria Mensuel」 (月例納付単位の略)</p>	
⑳料金減免措置の有無	無。	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	The Republic of Chile (CL) (チリ共和国)		
実用新案制度	②最新実用新案の施行年月日	2007年1月26日施行(2007年法律第20,160号により改正された知財法第19,039号) (注)この法律19,039号は、政令No.31により承認された統合法。	
	③地理的効力の範囲	チリ共和国内のみ (産業財産法第49条)	
	④他国制度との関係	無。	
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (産業財産法規則第3条)	
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。チリに非居住の出願人は、チリにおける代理人を選任しなければならない。 (産業財産法第2条)	
	⑦出願言語	スペイン語 (産業財産法規則第15条)	
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年 (産業財産法第57条)	
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (産業財産法第33条)	
	⑩グレースピリオド*	有。次のケースが定められている。期間は開示日から12月。 (1) 考案の開示が、出願人によるか、あるいは同出願人により許可されたか又は同出願人に由来するものである場合。 (2) 考案の開示が、出願人又は発明者に対する濫用もしくは不公正な慣行によりなされたか、又は生じたものである場合。 (産業財産法第42条)	
	⑪不登録対象	(1) 従来の実用新案又は発明に比較して、何らかの明らかな有用性に寄与しない、些少な又は2次的な差異を提示するに過ぎない考案 (2) 単一でないものにかかわる考案 (産業財産法第56条)	
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。出願は方式要件の予備審査が行われ、要件を満たしていると受理され、公報により公告(公開)される。次に、異議申立期間が経過した後に専門家による報告書が作成され、考案の実体に関する審査が行われる。 (産業財産法第43条)	
	⑬審査請求制度の有無	無。	
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は予備審査が行なわれ、要件を満たしていると公報により公告(公開)される。 (産業財産法第58条、第4条)	
	⑯異議申立制度の有無	有。利害関係人は、公告の日から45日以内に異議申立をすることができる。 (産業財産法第5条)	
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は、登録日から5年間に限り、裁判所に提訴することができる。 (産業財産法第60条、第50条)	
	⑱実施義務	無。	
	⑲費用 単位 CLP (チリ・ペソ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 1 UTM</p> <p>実体審査料</p> <p>発行料</p> <p>[実用新案権維持に掛かる費用]</p> <p>年金</p> <p>(1) 最初の5年間の権利維持料 1 UTM</p> <p>(2) 次の5年間の権利維持料 2 UTM</p> <p>(注) UTM:スペイン語「Unidad Tributaria Mensuel」 (月例納付単位の略)</p>	

①国名	<b>The Republic of Chile (CL)</b> <b>(チリ共和国)</b>	
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	The Republic of Chile (CL) (チリ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2007年1月26日施行(2007年法律第20,160号により改正された知財法第19,039号) (注)この法律19,039号は、政令No.3により承認された統合法。
	③地理的効力の範囲	チリ共和国内のみ (産業財産法第49条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (産業財産法規則第3条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。チリに非居住の出願人は、チリにおける代理人を選任しなければならない。 (産業財産法第2条)
	⑦出願言語	スペイン語 (産業財産法規則第15条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年間 (産業財産法第65条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (産業財産法第33条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが定められている。期間は開示日から12月。 (1) 意匠の創作の開示が、出願人によるか、あるいは同出願人により許可されたか又は同出願人に由来するものである場合。 (2) 意匠の創作の開示が、出願人又は発明者に対する濫用もしくは不公正な慣行によりなされたか、又は生じたものである場合。(産業財産法第42条)
	⑪不登録対象	(1) もっぱら技術的又は機能的な面のみを要素としている意匠 (2) いかなる種類の覆い品、又は意匠を組み込む製品が機械的に組立てられ、又は全体を構成する別の製品に結合されるようにするために正確な複製が必要とされる形態よりなる物品の意匠 (産業財産法第62条、第62条の3)
	⑫実体審査の有無	有。出願は方式要件の予備審査が行われ、要件を満たしていると受理され、公報により公告(公開)される。 作成され、意匠の創作の実体に関する審査が行われる。 (産業財産法第64条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (産業財産法第62条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は予備審査が行なわれ、要件を満たしていると受理され、公報により公告(公開)される。(産業財産法第64条、同第4条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。利害関係人は、公告の日から45日以内に異議申立を行うことができる。 (産業財産法第5条)
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は、登録日から5年間に限り、裁判所に提訴することができる。 (産業財産法第63条、同第50条)
	㉓登録表示義務	有。 (産業財産法第66条)



①国名	<p style="text-align: center;">The Republic of Chile (CL) (チリ共和国)</p>	
	②4費用 単位 CLP (チリ・ペソ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 1 UTM
		実体審査料
		発行料
		[実用新案権維持に掛かる費用]
		存続期間更新料
		(1) 最初の5年間の権利維持料 1 UTM
		(2) 次の5年間の権利維持料 2 UTM
②5料金減免措置 の有無	無。	

①国名	<p style="text-align: center;">The Republic of Chile (CL) (チリ共和国)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2007年1月26日施行(2007年法律第20,160号により改正された知財法第19,039号) (注)この法律19,039号は、政令No.31により承認された統合法。
	③地理的効力の範囲	チリ共和国内のみ (産業財産法第23条の2B)
	④他国制度との関連	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、地理的表示及び原産地名 (産業財産法第19条、第92条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、音響商標、スローガン (産業財産法第19条)
	⑦出願人資格	個人及び承継人(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (産業財産法第20条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。チリに非居住の出願人は、チリにおける代理人を選任しなければならない。 (産業財産法第2条)
	⑪出願言語	スペイン語 (産業財産法規則第15条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録簿記入日から10年間。10年ずつ更新できる。 (産業財産法第24条)
	⑬「クレスピロト」	無。
	⑭不登録対象	<p>(1)国家若しくは国際機関又は国家の公的サービスの紋章、旗章、若しくはその他の徽章、名前又はシンボルからなる標章</p> <p>(2)標章が目的とする対象物についての技術的及び科学的名前、世界保健機関が推奨する、ありふれた国際的な名前及び診療の特性を表示する名前からなる標章</p> <p>(3)自然人の名前、筆名又は肖像からなる標章。歴史上の人物の場合にはその死後少なくとも50年が経過している場合には登録され得るが、その者の名誉が登録により損なわれないことを条件とする。</p> <p>(4)国家の承認なしにその国家が採用した管理又は保証を表示する公式の標識若しくは品質証明書を複製し又は模倣した標章。更に国内若しくは外国の展示会で賞を受けた、メダル、表彰状若しくは褒状を複製し又は模倣した標章で、それを受けた者以外の者が出願した場合の標章</p> <p>(5)種類、性質、原産、国籍、出所、目的地、重量、価値若しくは標章が適用される当該製品、サービス又は施設の品質の表示として使用される表現、更に一定の製品、サービス又は施設を記述するために取引において一般に使用される表現、並びになんらの新規な特徴がないか又はそれが適用される製品、サービス若しくは施設を単に記述するに過ぎないものからなる標章</p> <p>(6)該当する製品、サービス若しくは施設の原産、品質又は種類に関して欺瞞するおそれのある標章</p> <p>(7)同一の製品、サービス又は商業上若しくは産業上の施設について外国で登録された有名かつ周知の商標と混同を生じるほど、同一であるか又は図形的若しくは音声的に類似する標章</p> <p>(8)同じ類について前に登録されたか若しくは出願された他の商標と混同を生じるほど同一であるか又は図形的若しくは音声的に類似する標章</p> <p>(9)製品及び包装の形状、色彩、装飾及び付属物からなる標章</p> <p>(10)公序良俗に反する標章(公正な競争の原則又は取引倫理に反するものを含む) (産業財産法第20条)</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。商標法には周知商標の概念についての規定はないが、外国で登録され、名声を得ている商標は、チリにおいても保護される。(産業財産法第20条(g))

①国名	The Republic of Chile (CL) (チリ共和国)													
⑰一出願多区分制度の有無	有。													
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。出願は、方式要件の審査が行われ、要件を満たしていると受理され、公報により公告(公開)される。次に、異議申立期間が経過した後にINAPIにおいて、出願に関する最終決定についての審査が行われる。 (産業財産法第22条)													
⑲審査請求制度の有無	無。													
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。													
㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は方式要件を満たしていると、公報により公告(公開)される。 (産業財産法第4条)													
㉒異議申立制度の有無	有。公告日から30日以内に、利害関係人は異議を申立てることができる。 (産業財産法第5条)													
㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、商標の無効は登録日から5年間に限り、裁判所に提訴することができる。この無効訴訟は、当該商標が、悪意により取得された登録であるときは、期間の制限はない。 (産業財産法第26条、第27条、第20条)													
㉔不使用取消制度の有無	無。													
㉕商標分類	国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。(ニース協定には未加盟) チリーは、(1)工業的な施設(工場)及び(2)商業的な施設(公衆への販売を行う商業店舗、百貨店等)を加えた形でニース分類を使用してい(産業財産法第23条)													
㉖図形要素の分類	無。													
㉗譲渡要件	商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (産業財産法第14条)													
㉘費用 単位 CLP (チリ・ペソ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="0" data-bbox="336 1122 1517 1232"> <tr> <td>出願料</td> <td>1 UTM (1クラスにつき)</td> <td>1 UTM (1超の各クラスにつき)</td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td>2 UTM (1クラスにつき)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行料</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[実用新案権維持に掛かる費用]</p> <table border="0" data-bbox="336 1254 1517 1321"> <tr> <td>存続期間更新料</td> <td>6 UTM</td> <td></td> </tr> </table>		出願料	1 UTM (1クラスにつき)	1 UTM (1超の各クラスにつき)	登録料	2 UTM (1クラスにつき)		発行料			存続期間更新料	6 UTM	
出願料	1 UTM (1クラスにつき)	1 UTM (1超の各クラスにつき)												
登録料	2 UTM (1クラスにつき)													
発行料														
存続期間更新料	6 UTM													
㉙料金減免措置の有無	無。													